

目黒区分別収集計画（第11期）について

1 背景等

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条第1項では、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（分別収集計画）の策定が区市町村に義務付けられている。この計画は、容器包装廃棄物の排出量の見込みや分別収集する容器包装廃棄物の種類など分別収集の実施に関する事項を定めることにより、容器包装廃棄物の排出抑制と適正な分別収集を図り、環境への負荷をできる限り軽減した循環型社会の実現を目指すものである。

区市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たって、5年を一期とする分別収集計画を策定することとされており、また、同計画は3年ごとに見直すこととされている。現行の第10期計画は、令和5年度を初年度とする5か年計画であることから、本年度は計画の見直しを行い、令和8年度を始期とした第11期計画（別紙）を策定する。

なお、本計画の策定においては、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」に掲げる個別施策との整合を図るとともに、令和6年度までの区の分別収集量の実績を踏まえるものとする。

2 計画期間

令和8年4月から令和12年3月まで（5年間）

3 主な内容

(1) 基本的方向

区の基本構想の基本目標である「快適で暮らしやすい持続可能なまち」、長期計画の政策である「持続可能な循環型社会の実現」に向けて、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」に掲げる個別施策との整合を図りながら本計画を実施する。

(2) 対象品目

アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び製品プラスチック

(3) 排出量の見込み

（単位：t／年）

第11期 （計画案）		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	容器包装廃棄物	19,411	19,212	18,866	18,602	18,305
製品プラスチック	1,425	1,413	1,392	1,364	1,347	
第10期 （現行）		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	容器包装廃棄物	17,019	16,772	16,612	16,431	16,261
製品プラスチック	—	—	—	—	—	

※環境省が定める「市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）」に従い、算出方法を見直している。

(4) 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

「めぐろ買い物ルール」の推進、2R（発生抑制・再利用）優先のごみ減量、ごみと資源の分別排出の普及啓発等を図り、容器包装廃棄物等の排出抑制を促進する。

(5) 回収量の見込み

裏面のとおり

4 今後の予定

- 8月5日 都市環境委員会へ報告
- 8月29日 東京都へ提出
- 9月頃 公表（区公式ウェブサイト、めぐろ区報）

以 上

計画期間における分別区分ごとの回収量見込み

(単位：t／年)

種類	第11期計画（計画案）				
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてアルミ製の容器	383	375	365	366	357
主としてスチール製の容器	300	302	292	293	284
無色のガラス製容器	909	904	883	875	856
茶色のガラス製容器	392	384	374	375	365
その他のガラス製容器	1,253	1,242	1,222	1,197	1,181
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4	4	4	4	4
主として段ボール製の容器	4,924	4,871	4,795	4,723	4,650
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	1,187	1,176	1,158	1,134	1,119
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,595	1,577	1,550	1,527	1,505
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	149	147	145	142	140
容器包装廃棄物の回収量見込み	10,947	10,835	10,643	10,494	10,321
製品プラスチックの回収量見込み	149	147	145	142	140
回収見込み量の合計	11,096	10,982	10,788	10,636	10,461

第10期計画（現行）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
481	471	463	465	457
376	367	369	361	363
909	900	883	875	869
418	408	410	400	403
1,578	1,552	1,539	1,525	1,505
4	4	4	4	4
5,274	5,208	5,155	5,095	5,040
1,119	1,102	1,097	1,081	1,069
1,652	1,629	1,611	1,595	1,579
—	—	—	—	—
11,811	11,641	11,531	11,401	11,289
—	—	—	—	—
11,811	11,641	11,531	11,401	11,289